

# 介護保険料が改正されました

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料は、3年毎に事業計画の見直しを行い介護サービスの見込量や費用を検討し決定します。平成18年度から平成20年度までの保険料は表1のとおりとなり、新たに所得の低いかたへ配慮した段階区分（改正前の2段階区分を細分化）を設定、改正前と比較し2%の減額となりました。



表1

（保険料は年額/円です）

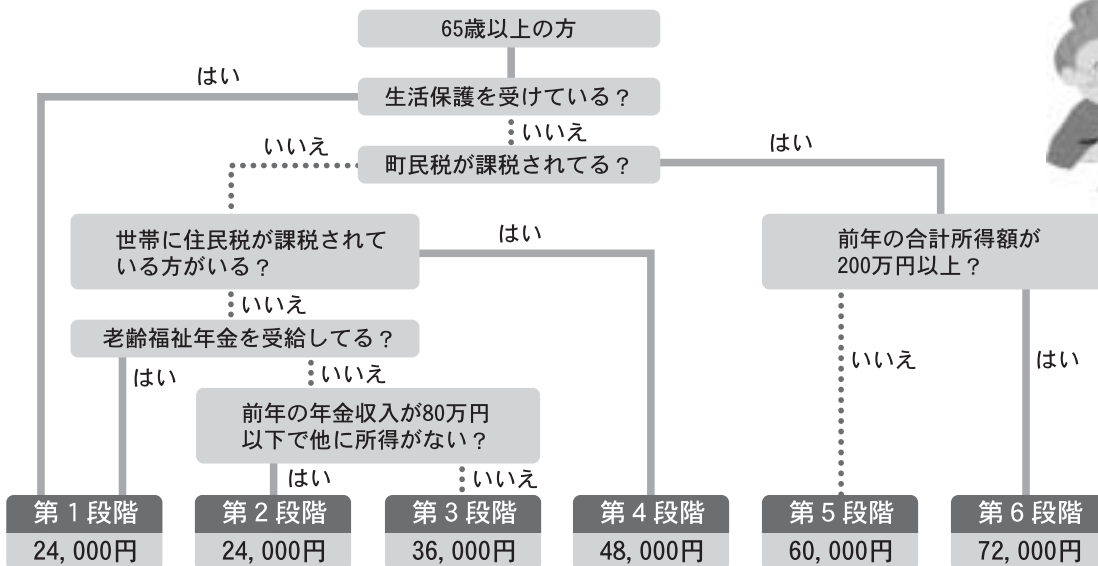
改正前（平成15年度から平成17年度）				改正後（平成18年度から平成20年度）				
区分	対象者	割合	保険料	区分	対象者	割合	保険料	比較
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税	基準額 × 0.5	24,500	新第1段階	同 左	基準額 × 0.5	24,000	500
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方	基準額 × 0.75	36,700	新第2段階	世帯全員が町民税非課税で本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下	基準額 × 0.5	24,000	12,700
				新第3段階	世帯全員が町民税非課税で新第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	36,000	700
第3段階	世帯の誰かに町民税課税者いて、本人は町民税非課税の方	基準額	49,000	新第4段階	同 左	基準額	48,000	1,000
第4段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	61,300	新第5段階	同 左	基準額 × 1.25	60,000	1,300
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	73,500	新第6段階	同 左	基準額 × 1.5	72,000	1,500

## 月額保険料(基準額)の比較

区分	改正前	改正後	比較
和寒町	4,084	4,000	84
全道	3,514	3,910	396
全国	3,293	4,090	797

## 税法上の緩和措置

65歳以上の非課税限度額が廃止となり税法上の経過措置が行われるため、その対象者の介護保険料を平成18・19年度に段階的に引上げる緩和措置を行います。（対象は、平成17年度の第1・2段階のかたが、平成18年度に第4・5段階になる方です）



## 特別徴収の方の保険料

前年度から引き続き年金から差し引かれている方は、4・6・8月は仮徴収として2月と同じ金額が差し引かれます。4月の時点では前年所得が確定していないため確定後に年額保険料が決まり、10・12・2月分は年額保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めることとなります。

例

平成17年度 年額61,300円（第4段階）			平成18年度 年額60,000円（第5段階）					
本徴収			仮徴収			本徴収		
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,200円	10,200円	10,200円	10,200円	10,200円	10,200円	9,800円	9,800円	9,800円
10,200円 × 3回 = 30,600円			10,200円 × 3回 = 30,600円			9,800円 × 3回 = 29,400円		

### 65歳以上の保険料の納め方

保険料は65歳到達月の分から納めることとなります。

受け取る年金額によって次の二種類に分かれます。

ア 特別徴収（年金月額が15,000円以上の方）

偶数月（年6回）に支払われる年金から、保険料が差し引かれます。

イ 普通徴収（年金月額が15,000円未満の方、転入者、年度途中の65歳到達者、4月時点で年金を受給していない方）

・町から送付する納付書で4回に分けて納めていただきます。

第1期 8月15日～31日 第2期 10月15日～31日

第3期 12月15日～31日 第4期 2月15日～28日



### ●保険料を滞納すると

介護保険給付費の財源は保険料と公費で賄われ、介護が必要となった人を社会全体で支援する制度です。保険料を滞納すると次の措置がとられます。

#### 【1年以上の滞納】

利用したサービス費用の全額を負担し、その後費用の9割分が払い戻されます。

#### 【2年以上の滞納】

利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額サービス費などが受けられなくなります。

### ●保険料の軽減制度

低所得者に対し、保険料の軽減制度を設けています。対象は、次のいずれにも該当する方です。

ア 保険料段階が第1段階または第2段階で生活保護受給者でない。

イ 本人、世帯全員のそれぞれの収入が老齢福祉年金（年額412,000円）以下。収入には、給与・年金・預貯金・仕送り・失業給付・保険金等が該当となります。

#### 【軽減する保険料】

平成18年4月以降の保険料で、申請月以降の保険料について軽減を行います。

ア 第1段階の方：第1段階保険料を2分の1に軽減

イ 第2段階の方：第2段階保険料を2分の1に軽減

#### 【手続き】

・申請の際、該当するかどうか確認するため、世帯員全員の収入が確認できるもの（年金の通知書、預金通帳等）、印鑑を持参ください。申請手続きは、保健福祉課介護保険係で行っています。